

施設の点検及び助言に対する反映報告

令和5年6月5日

1 施設の概要

施設の名称	鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎
主たる建築物の用途	事務所
施設の地名地番	鳥取県米子市糶町1丁目160外
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他()
階数	4階建て
延床面積(おおよそでも可)	3,669.77㎡
建築年月日(予定)	令和5年6月
点検・助言時の段階	計画中・設計中・ 工事中 ・運営中
点検・助言の実施時期	令和5年4月20日

2 施設の整備又は運営に助言を反映した事項

種別	助言の観点	概要	反映事項
整備	視覚障がい者への配慮	・ピクトサインは大きく表示し、床からの高さ135cm程度に設置すること。(視覚障がい者で、移動時の視線が低い方は、高い位置のピクトサイン等を認知できない。)	・一般男女トイレ入口、エレベーターのピクトサインはA4サイズ幅(20cm)→B4サイズ幅(26cm)へサイズ変更。 ・多目的トイレ自動ドアの車いすピクトサインはB6サイズ幅(12cm)→A3サイズ幅(30cm)へ変更。 ・高さは上端を210cmから200cmに10cm下げること、ピクトサインのサイズアップと併せて相対的に視点がかなり低くなるよう変更。(サインの前に人がいると見えなくなるためこれ以上低い位置への設置は不相当。)
		・各窓口の名称表示は低い位置に設置すること。(床面に各窓口の番号を表示する方法が望ましい。)	使用材料の関係で床面への表示は対応不可。鳥取県と米子市でカウンター上に表示する事で対応する。
		・手すりの上下端部は、段鼻又はスロープの始点から45cm程度まで延長すること。(新たな危険が生じない範囲内で)	現状で手すりを45cm延長するとはみだし部分が大きくなり危険。スロープ勾配等への影響もあり、設計当初から組み込んでおくことが必要な内容。工事の進捗状況により対応不可。
		・手すりの端部には点字を設け、階段等の始点であることを表示すること。	正面玄関スロープ部分の手摺に点字を設置する。(別添①参照)
		・手すり端部は、視覚障がい者が衝突する恐れがあることから、手すり先端を折り曲げるなどの安全性に配慮した形状とすること。	手摺の端部は折れ曲がった仕様としている。
肢体不自由者他への配慮	・一般トイレとバリアフリートイレの位置が離れている場合は、バリアフリートイレの位置を容易に認知できるよう、ピクトサインを大きく表示すること。 ・エレベーターの位置も同様に分かりやすく表示すること。	多目的トイレ自動ドアの車いすピクトサインはB6サイズ幅(12cm)→A3サイズ幅(30cm)へ変更する。	
		エレベーターの位置が分かりやすくなる様、エレベーターのピクトサインをA4サイズ幅(20cm)からB4サイズに幅(26cm)にサイズ変更する。	

		<p>・トイレの内鍵はどのようなものか。使用中の有無や容易に操作できる形態とすること。</p>	<p>多目的トイレは自動ドアでもあり、室外より『開』ボタンを押すと扉が開き、入室出来る。室内側から『閉』ボタンを押すと、室外と室内側の『使用中』表示が点灯し、扉が閉まり電気錠が施錠される。トイレ使用中は室外から扉を開ける事は出来ない。室内側『開』ボタンを押すと、室内外『使用中』ランプが消灯し電気錠が開錠され、扉が開く。退出後、室外側『閉』ボタンを押すと、扉が閉鎖し、電気錠が施錠される。(別添②参照)</p> <p>又、一般男女トイレ内の車椅子で利用できるサイズの便房には床から 65cm と 132cm の位置に 2 箇所鍵を取付ける。</p>
		<p>・トイレ内の荷物掛けフックは、車いす使用者も利用し易い高さに設置すること。</p>	<p>荷物掛フックは、床面から 90cm と 160cm の高さに2か所取付ける。</p>
		<p>・腰掛便器に設ける L 型手すりの位置は水平部分を便座面からの高さ 25 cm 程度、垂直部分を便座前端から 25 cm 程度離れた位置に設けること。また、L型手すりの寸法は、縦横共に 75cm以上とすること。</p>	<p>腰掛便器のL型手摺の位置は水平部分を便座面から 22cm、垂直部分を便座前面から25cm の位置とする。(別添③参照)</p> <p>設置予定の L 型手摺の外寸法は 73cm×73cm 程度のものとしている。(別添③参照) いずれも概ね要望通りの仕様となっている。</p>
		<p>・バリアフリートイレの紙巻き器は、L型手すりの上下に配置する等、施設利用者の様々なニーズを確認するなど配慮した高さに設置すること。</p>	<p>L 型手摺の上下に 1ヶ所ずつ、計2か所取付ける仕様に変更する。(別添③参照)</p>
	子育て世代への配慮	<p>・車いす簡易便房内に設けるベビーチェアは腰掛便器の近傍に設置すること。</p>	<p>1階多目的トイレは腰掛便器の近傍に設置する。2階及び3階の多目的トイレはスペースの都合上、対応不可。一般男女便所のベビーチェア(6か所)は全て腰掛便器の近傍設置に変更する。(別添④参照)</p>
	高齢者等への配慮	<p>・各窓口に設ける来客用の椅子には背もたれを設けること。</p>	<p>鳥取県と米子市の調達仕器にて対応する。</p>
	その他	<p>・一般便房の出入口の有効幅員は、65 cm以上とすることが望ましい。</p>	<p>設計幅員は 60cm であるが、設計通りの仕様で製作に入っており、変更対応不可。</p>
		<p>・一般便房(奥行 160 cm程度)が内開き戸の場合は、利用者が便房内で倒れた時等に倒れた利用者の体が障害となる恐れがある。よって、利用者に配慮し外開きが望ましい。(外開きであることを利用者にわかるよう表示)</p> <p>若しくは、廊下部分を取込み便器前のスペースにゆとりある広さを確保し戸の開閉動作に支障がないようにすることが望ましい。</p>	<p>一般便房の扉は通常時は内開きだが、非常時には外部より開錠し、かつ扉が外側へ開く設計となっている。</p>